日付

プロジェクト 収益認識

項目

IASB 公開草案「IFRS 第 15 号の明確化 (IFRS 第 15 号の修正案)」の概要(全般的事項)

検討の概要

- 1. 国際会計基準審議会 (IASB) は公開草案「IFRS 第 15 号の明確化 (IFRS 第 15 号の 修正案)」(以下「本 ED」という。)を 2015 年 7 月 30 日に公表した。今後本 ED の 提案内容について確認したうえで、本 ED に対するコメントを提出することを予定 している (コメント期限は 2015 年 10 月 28 日)。
- 2. 本資料においては本 ED の全体像を示している。本 ED における各論点の具体的な 提案についての検討の進め方については、本資料第9項に示している。

IFRS 第 15 号の修正に関する基本方針と今後の予定

- 3. IASBはIFRS第 15 号「顧客との契約から生じる収益」(以下「IFRS第 15 号」という。) の基準¹の修正を最小限にすべきと考えており、以下に限定して基準の修正を提案 している。
 - (1) 修正が基準設定時に両審議会が意図していた内容を明確にするのに不可欠と 考えられる場合
 - (2) FASB とのコンバージェンスを維持することの便益が修正に伴うコストを上回ると判断した場合(例:本人か代理人かの判定に関する基準)
- 4. また、IASBは設例²についてより広範囲に修正を提案している。これは、基準自体を修正せずに設例のみ変更することによって、IFRS第 15 号の明確化をより効果的に行える場合があると考えているためとされている。
- 5. 本 ED 公表後に新たな適用上の論点が生じる可能性があるが、IASB はそれらの論点が基準設定活動に結び付く可能性は低いと想定している。また、これ以上の IFRS 第 15 号の修正は実務での適用を支援するのではなく、混乱させるだけであり、適用後レビューまでは追加の修正を行うことを IASB は望んでいないとされている。

¹ 基準本文に加え、適用指針及び経過措置等を含む IFRS 第 15 号を構成する規範性のある要求事項の総称 として使用している(以下並びに審議事項(3)-4-2 及び審議事項(3)参考資料 1 において同様)。

² 設例は IFRS 第 15 号に付随するものであるが、その一部を構成するものではないため、規範性のある基準とは異なる。

6. IASB は本 ED の再審議を 2015 年末までに完了することを予定している。

本EDにおいて修正が提案されている項目及び対応

- 7. IASB は、本 ED において以下の項目について IFRS 第 15 号を修正する提案を行って いる。
 - (1) 履行義務の識別
 - ▶ 財又はサービスが別個のものか否かの判断
 - (2) 本人か代理人かの検討
 - (3) 知的財産ライセンス
 - ▶ 知的財産ライセンスを供与する企業の約束の性質の判定
 - ▶ 売上高又は使用量ベースのロイヤルティの例外規定の適用範囲
 - (4) 移行時の実務上の便法
- 8. 一方、米国財務会計基準審議会 (FASB) がTopic 606「顧客との契約から生じる収益」(以下「Topic 606」という。)の修正を提案(提案予定を含む。)している以下の項目については、IASBは本EDにおいてIFRS第 15 号の修正を提案していない。ただし、本EDには、IFRS第 15 号の修正が要求されないことに同意するかを問う個別の質問項目が含まれている³。
 - (1) 履行義務の識別
 - ▶ 約束した財又はサービス(重要性の検討)
 - ▶ 出荷及び配送活動
 - (2) 知的財産ライセンス
 - ▶ 知的財産ライセンスに関する契約上の制限
 - ▶ 知的財産ライセンスの性質を考慮すべき状況
 - (3) その他のトピック
 - ▶ 回収可能性
 - ▶ 現金以外の対価
 - ▶ 売上税の表示
- 9. 本 ED において提案されている各論点については、以下のとおり別途資料を用いて 対応する。

本人か代理人かの検討 本日より提案内容の説明及びディス 審議事項

³ 参考として、別紙において IASB と FASB の提案状況の比較を示している。

	カッションポイントを中心に審議を行	(3)-4-2
	う。	
履行義務の識別及び知的	本日は審議を行わず、参考として概	審議事項(3)
財産ライセンス	要を示した資料配布のみ行い、次回以	参考資料1
	降審議する。	
移行時の実務上の便法及	本日は審議を行わず、参考として概	審議事項(3)
びその他のトピック	要を示した資料配布のみ行い、次回以	参考資料1
	降審議する。	

本 ED の発効日及び経過措置

- 10. IASB は本 ED の発効日を提案していないが、延期が決定された IFRS 第 15 号の発効日(2018年1月1日以降開始事業年度)と整合(align)した発効日とし、かつ企業に適切な準備期間が与えられるようにするため、当該修正提案を IFRS 第 15 号の発効日よりも十分に前のタイミングで最終化する予定である。
- 11. IASB は本 ED において、IFRS 第 15 号の修正に関して早期適用を認める提案をしており、IFRS 第 15 号を早期適用する場合には、同時に修正部分も早期適用することができるとされている。また、IFRS 第 15 号のみを早期適用し、修正部分はその後、今後決定する修正部分の発効日から別途適用することもできるとされている。
- 12. IASB は本 ED において、修正部分を IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積の変更及 び誤謬」にしたがって遡及適用することを提案している。
- 13. IASBは本EDにおいて、修正部分をIAS第8号にしたがって遡及適用することを提案しているが、IFRS第15号への移行に際して採用したアプローチ(完全遡及又は修正遡及方式)を覆すものではないことを明確化している⁴。

以上

^{*}例えば、IFRS 第 15 号を 2017 年 1 月 1 日開始事業年度から修正遡及方式を用いて早期適用し、翌年の 2018 年 1 月 1 日開始事業年度から IFRS 第 15 号の修正部分を適用する企業を想定する。この場合、企業は IFRS 第 15 号への移行の際に、適用開始日 (2017 年 1 月 1 日) より前の財務諸表数値は修正再表示しないため、修正部分を適用するに際しても、適用開始日より前の財務諸表数値を修正再表示しないとされている(すなわち、適用開始日より前の期間に対する IFRS 第 15 号及び修正部分の遡及適用による影響の双方が、2017 年 1 月 1 日時点の資本項目に直接反映される)。また、修正遡及方式を用いて IFRS 第 15 号に移行する企業は、適用開始日時点で完了した契約については IFRS 第 15 号の遡及適用が要求されないため、修正部分を適用するに際しても、適用開始日時点で完了した契約については遡及適用が要求されない。

【別紙】IASBと FASBにおける提案状況の比較

(1) IASB と FASB でほぼ同じ修正を提案している項目

論点	IASBの提案	FASB の提案
企業が本人か代理人かの	基準及び設例の修正	基準(設例を含む。)の修正
判定		
売上高又は使用量ベース	基準及び設例の修正	基準(設例を含む。)の修正
のロイヤルティの例外規		
定の適用範囲		

(2) IASB と FASB がいずれも修正を提案しているが、その範囲や内容が異なる項目

論点	IASBの提案	FASB の提案
財又はサービスが別個の	設例のみの修正(設例の	基準(設例を含む。)の修正
ものか否かの判断	修正に関しては、FASB 提	
	案と基本的に同様の内	
	容)	
知的財産ライセンスを供	基準及び設例の修正	基準(設例を含む。)の修正
与する企業の約束の性質		
の判定		
過去に行われた契約変更	基準の修正	基準の修正
等の移行時における会計		
処理		

(3) FASB のみ修正を提案している項目

論点	IASBの提案	FASBの提案
約束した財又はサービス	修正を行わない。	基準(設例を含む。)の修正
(重要性の検討)		
出荷及び配送活動	修正を行わない。	基準の修正
知的財産ライセンスに関	修正を行わない。	基準(設例を含む。)の修正
する契約上の制限		
知的財産ライセンスの性	修正を行わない。	基準の修正
質を考慮すべき状況		
回収可能性	修正を行わない。	基準(設例を含む。)の修正
現金以外の対価	修正を行わない。	基準(設例を含む。)の修正
売上税の表示	修正を行わない。	基準の修正